



島根県報

号外第四一号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第三十七号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和四十九年島根県規則第三
十六号)の一部を次のように改正する。

規則
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(都市計画課)一
則の一部を改正する規則

訓令

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(地方課)一

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則(規
則第三十七号)

◎租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則(規
則第三十七号)

一 規則の概要

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理(第一条・第二条・第八条・様式

第一号—様式第三号関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

第八条中「第三十一条の二第二項第十号ハ及び第六十二条の三第四項第十号ハ」を「第
三十一条の二第二項第十号ハ及び第六十二条の三第四項第十号ハ」に改める。
「第六十二条の三第四項第十号ハ」を「第六十二条の三第四項第十号ハ」に改める。
様式第一号から様式第三号までの様式中「第31条の2第二項第十号ハ」を「第31条の2
第2項第11号ハ」は、「第62条の3第四項第十号ハ」を「第62条の3第四項第11号ハ」に
改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

本府

地方機関

島根県訓令第十六号

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年島根県訓令第十八
号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を(い)に

島根県知事 澄田信義

毎週火・金曜日発行

第二条第十一号中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

第七条第二項中「総務部長」を「地域振興部長」に改める。

第八条第二項中「総務部地方課長」を「地域振興部市町村課長」に改め、同条第三項中「総務部」を「地域振興部」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南殿町

松島根陽印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)